

労務費の基準に関する ワーキンググループにおける 検討事項について

国土交通省 大臣官房参事官（建設人材・資材）



はじめに

建設業は、社会資本の整備・管理の担い手であるとともに、災害時における「地域の守り手」として国民生活や社会経済活動を支える極めて重要な役割を担っています。一方、他産業と比較して厳しい就労条件を背景に就業者の減少が続いており、建設業がその重要な役割を将来にわたって果

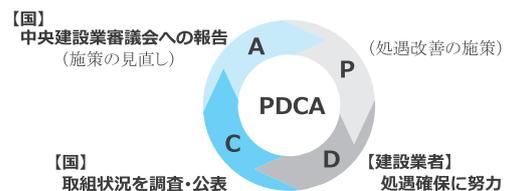
たし続けられるよう担い手の確保に向けた取組を強化することが急務となっています。また、昨今の急激な資材価格の高騰により現場技能者の賃金の原資となる労務費がしわ寄せを受けないよう、高騰分の適切な価格転嫁が求められているところです。

このような状況を踏まえ、中央建設業審議会^{*1}の下に設置された基本問題小委員会において、令和5年5月から9月までの間に計5回の審議が行

建設業法改正：処遇改善関係

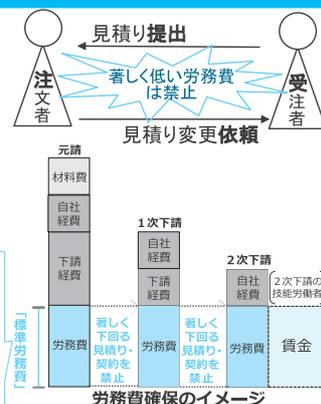
(1) 建設業者の責務、取組状況の調査

- 労働者の**処遇確保**を建設業者に**努力義務化**
 → 国は、建設業者の取組状況を**調査・公表**、中央建設業審議会に**報告**



(2) 労務費（賃金原資）の確保と行き渡り

- 中央建設業審議会が「**労務費の基準**」を作成・**勧告**
- **著しく低い労務費等**^{*}による見積り提出(受注者)や見積り変更依頼(注文者)を**禁止** ※ 施工に通常必要な労務費等を著しく下回るもの
 → **違反して契約した発注者**には、国土交通大臣等が**勧告・公表**
 (違反して契約した建設業者(注文者・受注者とも)には、現規定により、指導・監督)



(3) 不当に低い請負代金の禁止

- **総価での原価割れ契約を受注者にも禁止**
 (現行) 注文者は、地位を利用して、原価割れ契約をしてはならない。

図－1 令和6年6月に公布された改正法のうち、労働者の処遇改善に係る主な事項

われ、①請負契約の透明化による適切なりリスク分担、②適切な労務費等の確保や賃金行き渡りの担保、③魅力ある就労環境を実現する働き方改革と生産性向上について、早急に講ずべき施策を取りまとめた「中間とりまとめ」が策定されました。このうち、法律の改正が必要な事項について対応するため、令和6年6月14日に「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」が公布されました(令和6年法律第49号。以下、「建設業法・入契法改正法」という)。

※1…建設業法に基づき国土交通省に設置された組織で、発注者(デベロッパー等)・受注者(建設業者)・学識者の代表により構成された会議体。

改正法においては、建設業における①労働者の処遇改善、②資材高騰に伴う労務費の基準へのしわ寄せ防止、③働き方改革と生産性向上を図ることを通じ、魅力ある建設業の実現に取り組むこととしたところです。

このうち、①の労働者の処遇改善に向けて、今回の改正法で、中央建設業審議会において、新たに「労務費に関する基準」を作成・勧告することとされたことを踏まえ、労務費の基準の活用方法及び作成のための具体的な検討を行うため、中央建設業審議会の下に労務費の基準に関するワーキンググループ(以下、「労務費の基準WG」という)を設置して、昨年9月以降、令和7年1月までに計3回にわたり、基準の作成方法や実効性確保策について議論を続けています。

本稿では、労務費の基準WGにおける議論の進捗状況について記載します。

2

労務費の基準について

労務費の基準WGでは、労務費の基準について、適正な水準の労務費(賃金の原資)が、公共工事・民間工事にかかわらず、受発注者間、元請-下請間、下請間の全ての段階において確保され、技能労働者の賃金として支払われることを目指すため、

・契約当事者間での価格交渉時に参照できる「適正な工事实施のために計上されるべき労務費」の相場観として機能させること

・これに連動して、改正建設業法において著しく低い労務費等による契約の締結が禁止されたことを踏まえ、新ルールの実効性確保のため、行政が指導監督する際の参考指標としても活用すること

を目的として、基準を作成すること等を基本方針としています。

また、請負契約締結時の見積りの基準である「労務費の基準」の作成を、労働者の処遇改善に着実につなげるべく、労務費の基準WGでは、基準の作成と併せて実効性確保策についても議論していくこととされています。

労務費の基準WGで議論されている実効性確保策と作成方法について、それぞれご紹介します。

(1) 労務費の基準の実効性確保策

実効性確保の議論に当たっては、

- ① 労務費の基準を相場観とした見積り、契約による適切な労務費の確保
 - ② 確保された労務費が下請業者まで行き渡り、技能者に賃金として支払われる仕組みづくり
 - ③ これらのルールの行政による検証
- など総合的な取組により労務費の基準の所期の目的の達成を図ることを基本方針としています。

具体的には、各契約段階で適正水準の労務費を確保するための施策(「入口」における実効性確保)と、適正水準の労務費が下請に、賃金が技能者に支払われるための施策(「出口」における実効性確保策)について、両輪で議論しています。

このうち、「契約時における適正水準の労務費の確保」については、

- ・労務費・必要経費を内訳明示した見積書の提出・尊重を商慣行化
- ・改正法に努力義務として定められた労務費確保・賃金支払いのための取組を実施する等、技能者の処遇改善に取り組む企業が競争上不利にならない環境整備

・これらについてルールに違反する行為を検証すること
等を検討することとしています。

また、「契約後における適正水準の労務費・賃金の支払い」については、

- ・適正な労務費・賃金の支払いについて契約上で担保する取組（コミットメント）の定着
- ・技能者への賃金支払い状況が把握できる仕組みの構築
- ・それらについてルールに反する行為を検証すること

等を検討することとしています。

また、これらの実効性確保策に加え、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）に基づき公共工事の関係者が担い手の確保に向けて果たすべき役割等を踏まえた、公共工事に特化した実効性確保策についても検討を進めています。

なお、検討に当たっては、現状・課題を考慮し、関係者の認識を合わせつつ、実施可能な取組からアジャイルに進めていくこととしています。

(2) 労務費の基準の作成方法

作成については、労務費の基準WGで以下の通りの内容が基本方針とされています。

- ・契約交渉時の相場観として活用されることを踏まえ、中小事業者や一人親方であっても使いやすい仕様とすること
- ・元下契約の請負の単位となる技能者の職種ごとに、現在の契約でも用いられている単位施工量当たりの金額（1t、1m²作業当たりいくらか）として設定することを基本とし、工種や規格の違いなどによる細分化は最小限にとどめること
- ・新たなルールを持続可能なものとするため、公共工事設計労務単価（1人1日いくらか）を基礎とした適切な労務費・賃金水準の確保を前提としつつ、生産性（単位時間当たり施工量（1日当たり何人で作業するか）の部分での競争の余地を残すこと
- ・いったん基準を公表した後においても、基準の仕様・水準も含め、必要に応じ修正を加えるアジャイル型の考え方に則って検討・実装を進めること
- ・全ての職種、工種について同時に議論、作成す

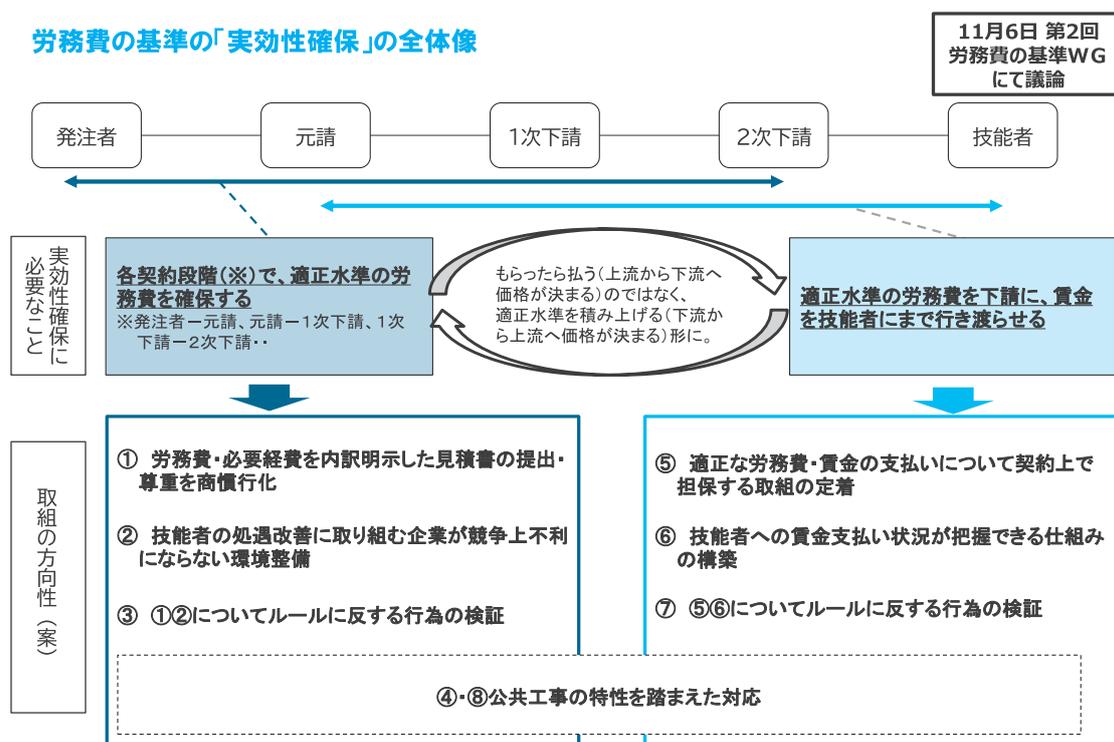


図-2 労務費の基準の「実効性確保」の全体像

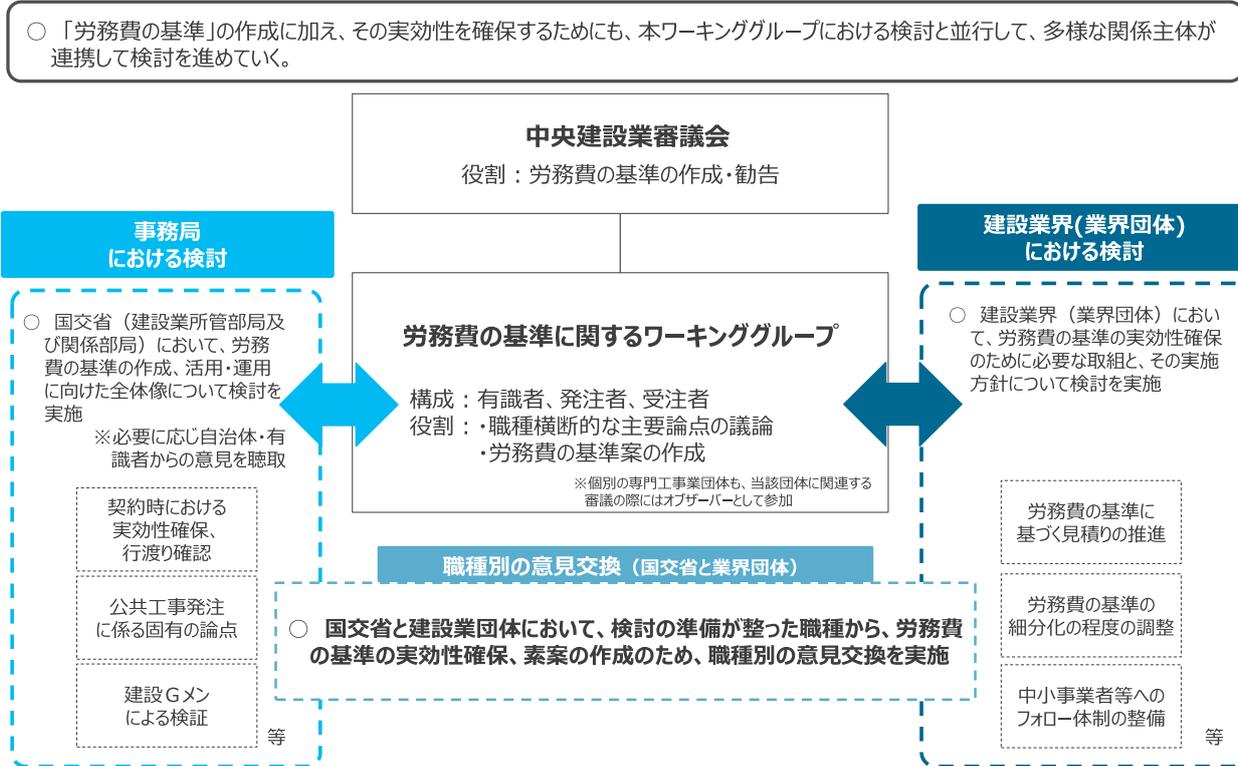
11月6日 第2回
労務費の基準WG
にて議論

労務費の基準の「作成」の暫定方針(案)

- (1) 「労務費の基準」の計算方法
- 労務費の基準については、工事の完成を請け負うという請負契約の労務費の目安として、**労務単価（円/人日（8時間））×歩掛（人日/単位あたり施工量）の計算式によって単位施工量あたりの労務費として示す**ことを基本とする。
 - その際、**労務単価については、公共工事設計労務単価を適用**する。
（賃金相当分以外の「雇用に必要な経費」についても、これまで国として確保の取組を推進してきた、社会保険の法定福利費（事業主負担分）、建退共掛金、安全衛生経費などを中心に、その取扱いについて引き続き整理し、公表時において明示、周知徹底する。）
 - **歩掛については、国交省直轄工事で用いられている歩掛（土木工事標準歩掛、公共建築工事における歩掛）を活用**する。
ただし、**公的な歩掛が把握されていない戸建住宅等**については、住宅関係の団体等と意見交換を行い、**対応方針を検討**する。
（工事規模を始めとする施工条件によって適切な歩掛は異なるため、労務費の基準を公表する際に、適用した歩掛を適用条件を含めて明示するとともに、個々の建設工事において、当該工事の施工条件や建設業者の施工能力に応じて適切な値を当てはめて見積りを行うべきことを周知徹底する。）
 - 上記の考え方に沿って、労務費の基準（素案）の作成に向けた職種別の意見交換を開始するが、その意見交換の中で、**上記の考え方について不都合が生じた場合には、適時見直しを行う**。
- (2) 「労務費の基準」の作成単位
- 細分化は最小限にとどめるという基本方針を踏まえ、**基本的に、規格・仕様（※）ごとに労務費の基準を作成することはしない**ものとする。
※たとえば、建築の型枠工事においては、「ラーメン構造階高3．5～4．0m程度」、「ラーメン構造階高2．8m程度」等の規格・仕様ごとに分かれる。
 - その上で、建築と土木を区別するか、工種をどの程度区別するか等については、**職種別の意見交換において、具体的な細分化の程度を検討**する。
（労務費の基準を公表する際に工種や規格、工事規模等の仮定条件を明示するとともに、個々の建設工事において条件が異なる場合には適正額も異なることをガイドライン等で示す。）
 - 技能者の経験・技能に応じた賃金の支払いについては、基準そのものをC C U Sレベル別に作成するのではなく、特殊な技能が必要な工種について別カテゴリで労務費の基準を作成することを検討するとともに、制度全体の「行き渡り」の仕組みの中で他の手段により担保する。
- (3) 「労務費の基準」の改定
- 個々の請負契約時において**受注者側による適切な見積り**がなされるよう促すことを前提として、**更新については基本的に年1回（公共工事設計労務単価や標準歩掛の改定と連動した更新）**とすることを基本として、引き続き検討を行う。

図－3 労務費の基準の「作成」の暫定方針（案）

労務費の基準に関する検討体制の全体イメージ



図－4 労務費の基準に関する検討体制の全体イメージ

るのではなく、職種別に、順次検討を進めること

その上で、具体的な計算方法については、以下を暫定方針とすることが議論されたところです。

具体的には、計算方法については、労務単価(円/人日(8時間))に歩掛(人日/単位当たり施工量)を乗じることにより、単位施工量当たりの労務費の基準として示すこととされ、その際、労務単価については公共工事設計労務単価、歩掛については国交省直轄工事で用いられている標準的な施工条件下での歩掛(土木工事標準歩掛、公共建築工事における歩掛)を活用することを暫定方針としています。この際、公共建築分野については、国土交通省大臣官房官庁営繕部において、労務費の基準WGとは別途、現在、材工一式の積算を行っている工種について、労務費等の内訳把握のため、歩掛調査や積算手法の検討を実施しているところであり、労務費の基準の作成に当たっては、この検討とも連動してまいります。

また、作成単位については、基本的に、規格・仕様ごとに労務費の基準を作成することはしないものとしますが、具体的な細分化の程度については、職種別の意見交換において検討することとしています。

職種別の意見交換は非公開で行うこととしており、現在、鉄筋・型枠・住宅分野の職種について、先行して意見交換を進めているところです。

3 おわりに

労務費の基準に基づく見積り等の新たなルールについては、本年(令和7年)12月に施行されることとなります。

労務費の基準を労働者の処遇改善につなげるためには、労務費や必要経費を内訳明示した見積りの商慣行化をはじめとした取組が不可欠です。

このためには、技能者を雇用する専門工事業だけでなく、元請業者、発注者の方々も含めた、建設工事の施工に関わる全ての関係者がパートナーシップを改めて共有し、担い手の確保のために、それぞれの立場から取り組んでいただく必要があります。

国土交通省としても、引き続き、改正法の全面施行に向け制度の詳細検討を進めるとともに、受発注者を問わず、建設工事に関わる全ての方に改正内容をご理解いただけるよう周知徹底に努めてまいります。併せて、「建設Gメン」の体制を強化することで、担い手確保のための取組における実効性を確保してまいります。

これらの制度改正による措置を通じ、業界の皆様の声を聴きながら建設業における処遇改善、働き方改革及び生産性向上に総合的に取り組むことで、新4Kといえる魅力的な産業を目指すとともに、インフラ整備の担い手・地域の守り手として持続可能な建設業を実現してまいります。